

「1月12日以降の部活動について」

県の警戒レベル4→1/11まで年末年始のコロナ特別警戒期間

東京都と埼玉、千葉、神奈川3県を対象とする緊急事態宣言の発令
緊急事態宣言が出ても学校の一斉休校は要請せず、共通テストは予定通り実施

「部活動」について以下の内容を市内での共通理解事項とする。

- ・1月12日以降の週休日・祝日について

週休日、祝日の自校での練習は可とする（野球・サッカー等合同チームの練習は可）
（自校での練習については校内で感染症対策を再度確認し、顧問、生徒が徹底する。）
市内・市外・県外との練習試合は不可とする。

- ・1月12日以降の授業日の部活動について

各校の計画で行う
練習については校内で感染症対策・練習内容を確認し、顧問、生徒が徹底する。

- ・3月の部活動については今後協議する

- ・大会参加について（今までのどおり）

大会規定に則り、開催については主催者の判断。
参加の際には、生徒、保護者の承諾書をとっての参加可。